

「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和3年2月

＜問い合わせ先＞
航空局安全部運航安全課
(内線50124)
TEL: 03-5253-8111(代表)

今般、国際民間航空機関において、新型コロナウイルス関連医薬品の円滑な航空輸送のための一部輸送基準緩和を目的として、「危険物の航空安全輸送に関する技術指針」が緊急改正されました。これに対応するため、航空機を用いた爆発物等の輸送基準等の細目を定めた「危険物の危険性評価及び判定基準等について(令和2年12月28日付国空航2826号)」について所要の改正を行いました。

本件は、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二～八 (略)

今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。